

令和4年11月16日

令和4年千葉市教育委員会会議第11回定例会

[議案書]

千葉市教育委員会

千葉市教育委員会会議第111回定例会議事日程

令和4年11月16日(水)
午後2時開会

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

3 会期の決定

4 会議録の承認

5 議事日程の決定

6 非公開審議の決定

7 報告事項

(1) 令和5年度(令和4年度実施)公立学校教員採用候補者選考

-(二次)受験状況について …………… 1

[教育職員課]

(2) 第52回千葉市中学校音楽発表会について …………… 3

[教育指導課]

(3) 長柄ハッピーキャンプについて …………… 5

[養護教育センター]

(4) 千葉市科学フェスタ2022の実施について …………… 7

[生涯学習振興課]

(5) 令和2年度会計実地検査の結果について …………… 9

[生涯学習振興課]

8 議決事項

議案第40号 令和4年度末及び令和5年度公立学校教職員人事異
動方針について …………… 11

[教育職員課]

議案第41号 千葉市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正す
る規則の一部改正について …………… 15

[学事課]

議案第42号

議案第43号

議案第44号

議案第45号

9 その他

10 閉 会

報告事項(1)

令和5年度(同4年度実施)公立学校教員採用候補者選考(二次)受験状況について

教育総務部教育職員課

校種・教科等		募集人員(名)	志願者数(名)	1次選考合格者数	2次選考合格者数	倍率(倍)	昨年度	
小学校		約620	1,535	1,189	914	1.7	2.0	
中学校	技術	約690	16	14	10	1.6	2.1	
中高 共通	国語		324	233	114	2.8	3.6	
	社会		561	315	81	6.9	5.6	
	数学		375	262	106	3.5	3.7	
	理科		256	178	96	2.7	2.6	
	音楽		142	56	18	7.9	5.5	
	美術		44	35	30	1.5	2.2	
	保健体育		699	198	74	9.4	10.3	
	家庭		86	48	30	2.9	2.3	
	英語		一般選考	329	237	124	2.7	2.8
			特例	5	3	2	2.5	3.0
小計		約690	2,837	1,579	685	4.1	4.2	
高校 (専門)	農業	各教科 若干名	土木造園	0	0	0	/	1.0
			食品製造	4	4	1	4.0	3.0
			園芸	5	5	2	2.5	2.3
			畜産	6	6	3	2.0	/
	工業		電気	6	6	3	2.0	1.3
			機械	5	4	2	2.5	1.5
			工業化学	3	2	1	3.0	3.0
			建設	0	0	0	/	5.0
	商業		40	19	6	6.7	3.1	
	書道		47	16	5	9.4	2.8	
	福祉		0	0	0	/	5.0	
	情報		28	18	8	3.5	3.1	
	水産		5	4	1	5.0	5.0	
	看護		1	1	0	0.0	1.0	
	小計		若干名	150	85	32	4.7	2.8
特別支援教育		約130	399	242	127	3.1	2.5	
養護教諭	一般選考	約55	339	171	58	5.8	5.5	
	特別選考	若干名	15	4	1	15.0	23.0	
栄養教諭		若干名	39	7	1	39.0	12.5	
総合計		約1,500	5,314	3,277	1,818	2.9	3.1	

第52回千葉市中学校音楽発表会について

学校教育部教育指導課

- 1 目的 情操教育の一環として、オンラインを通して他校の生徒と日常の音楽学習の成果を相互鑑賞することにより、音楽学習への意欲・関心を高め、中学校音楽教育の振興と向上を図る。
- 2 実施概要
 - (1) 日時 令和4年10月26日（水）10：30～12：10
令和4年10月27日（木）13：30～15：10
 - (2) 会場 各学校
 - (3) 参加校 市立全中学校・市立養護学校 55校
- 3 内容
 - 第1部 全体会
 - (1) オープニング（1日目：合唱 2日目：トーンチャイムの演奏）
 - (2) 主催者挨拶
 - (3) みんなで音楽「千葉市歌」
 - 第2部 ブロック別
 - (4) 開会の言葉
 - (5) 演奏発表 ※事前録画
 - (6) 感想発表
 - (7) 閉会の言葉
- 4 演奏内容 合唱51校、合奏3校、ボディーパーカッション1校
- 5 出演の形態

学年・学級	47校		
有志	4校		
部活動	3校	※吹奏楽2校	合唱1校
全校	1校		
- 6 主な演奏曲 「群青」「友～旅立ちの時～」「虹」「証」等
- 7 参加数（2日間合計） 生徒 約2,150名

長柄ハッピーキャンプについて

学校教育部養護教育センター

- 1 目 的 発達障害等のある児童を対象に、集団生活を通して社会性を向上させ、通常の学級での適応力を高めるために宿泊活動を実施する。
(平成17年度から実施・第15回)
- 2 日 時 令和4年10月14日(金)～10月15日(土) (1泊2日)
- 3 場 所 千葉市少年自然の家
- 4 参加児童 40人 (3年生:9人、4年生:31人)
・LD等通級指導教室通級児童 3・4年生希望者
5. 引率職員等 27人
・養護教育センター職員 7人
・小学校LD等通級指導教室担当教員 14人
・ボランティア(教育相談員、大学生等) 6人
- 6 視察・参観者 29人
・学校教育部長、教育支援課指導主事、通級指導校及び在籍校校長、教頭、学級担任など

7 主な活動内容

1日目	2日目
<ul style="list-style-type: none"> ・入所式 12:00 ・昼食(弁当) 	<ul style="list-style-type: none"> ・朝食(バイキング) ・ウォークラリー ・昼食(バイキング)
<ul style="list-style-type: none"> ・クライミングウォール ・クラフト(木のペンダント) ・各部屋で自由時間 	<ul style="list-style-type: none"> ・退所式 13:05

8 成果・課題

- ・コロナ禍であったが、感染対策を行い4年ぶりに実施することができた。
- ・宿泊学習参加や千葉市少年自然の家の施設を利用したことで、5年時に実施する移動教室に向けての大きな経験となった。
- ・初めての1泊2日、秋休み明け平日の実施であった。学校行事との調整、給食の配慮、参加できなかった授業の学習保障等、事前に十分な連絡、調整が必要であった。
- ・活動内容を見直し、ゆったりとした日程にしたことで、児童はゆとりをもって一つ一つの活動にじっくりと取り組むことができた。
- ・全員が活躍する場を設定し役割を果たしていく中で、達成感や自信をもつことができ、自己肯定感が高まった。また、ハッピーキャンプを通して、児童同士が仲間を意識したり責任ある言動を取ったりする姿が見られた。
- ・校長先生、担任の先生方等が参観に来たことで、児童たちの励みにとなった。(校長17名 教頭2名 担任8名 委員会2名 合計29名が参観)
- ・通級での個別指導や小集団指導では見ることのできない児童の実態について把握することができた。改めて指導の課題を見つけることができ、今後の指導の幅が広がると考えられる。
- ・1泊2日となったことや巡回指導利用児童の増加、コロナ禍の中でのグループ学習の内容等を考慮し、学校ごとの目標の工夫が必要である。
- ・他団体との施設利用の関係で、当初予定していた活動時間が短縮され十分に活動の時間を確保することができなかった活動があった。今後も事前の調整を十分に行っていく必要がある。
- ・事前のグループ活動においては巡回指導が増えたこと、コロナ禍において従来通りの実施が難しかった。オンラインでのグループ活動は行ったものの、当日に初めて顔を合わせる児童もいたこと等、グループ活動の実施形態の見直しが必要である。
- ・より充実した支援のために、今後も学生ボランティア及び通級指導教室担当との打合せの時間を十分に確保する必要がある。

報告事項 (4)

千葉市科学フェスタ2022の実施について



1 日時：令和4年10月 8日(土)・9日(日) 10:00~16:00

2 会場：きぼーる1階、3階 7~10階(中央4-5-1)

3 出席者：教育長、教育委員(3名)、学校教育部長、生涯学習部長

4 主な内容

・開幕式(9日 9:50~)

開幕宣言、実行委員長(館長)挨拶、市長ビデオメッセージ、千葉市科学アドバイザー山崎直子氏ビデオメッセージ
市総合展覧会「教育長賞」「科学館賞」表彰、「科学館賞」発表会(参加16名)

・主なイベント

ア) 1F きぼーる広場(屋外バス駐車場、7階サイエンスアート広場)

「1F きぼーる広場」**消防音楽隊と防火防災教室**・**JALグループによるお仕事講座**・**わくわくキッズの光の**

ひみつで消える!?サイエンスショー・**Dr.ナダレンジャーの自然防災科学実験教室** など

※自由観覧。座席数は45席。密集するほどではないが、席の周りにも立ち見のお客さんが見られた。
全ステージをYouTubeによるライブ配信で、当日会場で観覧できない人も楽しめるようにした。

「7階サイエンスアート広場」【当日整理券】**メカモグラ・トーナメント**

※科学館エントランスに面しているため、参加できずとも楽しむ姿が見られた。賑わいの創出につながった。

イ) 3F 子ども交流館アリーナ【事前申込】(事前申込定員600名)

「いろいろな科学を楽しみたい」というテーマで様々な実験・実習を行った。

<参加団体(概要)> 全25団体、31ブース

NPO法人ちば算数・数学を楽しむ会、NPO法人ちばサイエンスの会、千葉商業高校、かずさDNA研究所、千葉大学国際教養・教育学部三野研究室、日本技術士会千葉県支部、学理の会、消防局 など

<内容例>

割れないシャボン玉をつくろう、オリジナルキーホルダーづくり、葉脈しおりづくり、防災VR体験 など

※家族づれが大変多く、出来上がったキーホルダーやしおり、工作物を携えて、うれしそうな表情の子どもたちが印象的であった。

ウ) 7階 科学館企画展示室(入場者数971名)【当日参加】

9日「千葉オンリーワン企業と身近な科学」<会社・内容例> 参加6社

会社名	内容
株式会社永光自動車工業	働く車ができるまで(特殊車両の制作)
株式会社イノビオット	ゲームプログラマー体験ワークショップ

※展示(特に体験)を中心とした構成にし、乗り物などの体験も多かったため人気を博した。千葉の企業PRの場になったと思われる。

エ) 8~10階 科学館各所室【事前申込】

<実験工作講座> (1日41名定員のところ、1日目133名、2日目182名の申込)

八千代松陰中学校 科学部 「透明せっけんづくり」8階

慶應技術士会 「ロープウェイ(動力なし)づくり」8階

蔵前理科教室ふしぎ不思議(くらりか) 「ホバークラフト」9階

相模原中等教育学校 まるちめ一た 「立体模型すごろくで学ぶ腸内環境」10階など8団体参加

※ロープウェイやホバークラフトの工作は非常に人気が高く、かなりの高倍率での抽選となった。

透明せっけんづくりやすごろくで学ぶ腸内環境など、生徒による工夫を凝らした内容もあった。

5 入場者数 ※R2 4,081名 R元 台風による中止 H30 7,128名

1日目2,982名 2日目5,970名 計8,952名 昨年の1.5倍(昨年 総数6,064名)

報告事項（５）

令和２年度会計実地検査の結果について

1 経緯

令和２年度に本市を含む４７市町村を対象に、放課後児童健全育成事業に係る子ども・子育て支援交付金の算定が適切に行われているかについて、会計実地検査が実施された。

会計実地検査が実施された４７市町村のうち２２市町村（約４７％）について、開所の要件を満たしていなかった事態が見受けられたとして、交付金の返還手続きが要求された。

本市も同様の事態を指摘されたことから、令和４年１月７日に不当事項として公表された。（本市は単位数が多いため令和４年度となった。）

なお、２２市町村のうち１８市町村については、令和３年度に公表され、返還手続きが要求されている。

2 不当とされた事態の概要

利用する児童が少数である土曜日に複数の支援単位を一の支援単位に集約して事業を実施した日など、支援単位ごとにみた場合、放課後児童支援員等の配置要件を満たしていない日を年間開所日数に含めていたため、交付金の額が過大に計上されていた。

3 会計検査前の本市の考え方

開所日に配置する支援員等の勤務体制を事前に整えており、開所予定日には開所の要件を満たしていると認識していたことから、開所日としてカウントし、当該開所日数をもとに国補助金の交付を受けていた。

4 発生原因（会計検査院による処置要求及び千葉県に対する照会文書より）

- ・厚生労働省：補助要綱等において、開所の要件に関する周知が十分でなかった
- ・千葉県：実績報告書等の審査が十分でなかった
- ・千葉市：実施要綱等で定められた交付金の対象となる事業についての理解が十分でなかった

5 過大交付額（返還見込額） (千円)

	H30	R元	計
子どもルーム	36,599	50,528	87,127
アフタースクール	41	1,905	1,946
国費計	36,640	52,433	89,073
国・県費計	73,280	104,866	178,146

(参考) 施設数と支援の単位数

	H30	R元
施設数（支援の単位数）	166(230)	165(247)
施設数（支援の単位数）	1(1)	6(13)
計	167(231)	171(260)

※返還に伴い追徴金等が発生することはない。

6 国・県への返還金の納付時期

令和４年度中に納付予定（詳細未定）

7 会計実地検査後の改善点

- ・今回の指摘を踏まえた支援員の配置及び開所日数に関する考え方について、運営事業者に周知した。
- ・支援員等の勤務状況の確認を徹底するとともに、運営事業者が本市に提出する月次報告書を、支援員の勤務実態と開所時間が確認できるよう改訂する。

5

2

議案第40号

令和4年度末及び令和5年度公立学校教職員人事異動方針について

令和4年度末及び令和5年度公立学校教職員人事異動方針について、次のとおり定めるものとする。

令和4年11月16日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

令和4年度末及び令和5年度公立学校教職員人事異動方針

千葉市教育委員会

令和4年度末及び令和5年度における公立学校教職員の人事異動は、本市教育の一層の振興を図るため、各学校が校内組織を活性化し、今日的な教育課題に積極的に取り組むとともに、市民に信頼される学校づくりや特色ある学校づくりの推進に資するよう、次の方針によって行う。

※教職員：学校に勤務する正規職員から技能労務職員を除いた者

第1 一般方針

- 1 心身ともに優れた人材の確保、教職員の資質の向上を図るとともに、教育効果を高め、調和的な学校運営が行われるように適材適所の人事を推進し、教職員構成の適正化に努める。
- 2 学校間の教職員の過不足を調整し、学校種別の特性に即応する教育体制を強化するため、全市的な視野に立って広域にわたる計画的な人事を積極的に推進する。
- 3 学校運営の充実・刷新を図るため、管理と指導に優れた適任者の管理職への登用及び配置に努める。
- 4 障害のある教職員については、十分に配慮した人事配置に努める。
- 5 千葉県内市町村及び県立学校との交流については、千葉県教育委員会と協議のもと実施する。

第2 実施要項

1 適正配置について

- (1) 本市教育の課題解決をめざす立場から、意欲溢れた適任者の配置に努める。
- (2) 教科指導及び生徒指導の一層の充実を期するため、小・中学校間、小・中学校と特別支援学校間の積極的な配置換えを行う。特に、小学校での教科指導や生徒指導の充実を図るため、中学校教員の小学校への計画交流をより積極的に行う。
- (3) 特別支援教育の振興を図るため、意欲溢れた適任者の配置に努める。
- (4) 市立稲毛国際中等教育学校の教育の振興を図るため、意欲溢れた適任者の配置に努める。
- (5) 真砂中学校かがやき分校の教育の振興を図るため、意欲溢れた適任者の配置に努める。
- (6) 次の者については、強力に配置換えを行う。
 - ア 同一の学校又は同一の区に永年勤続する者
 - イ 学校の配当定数、教科担当者数の調整上必要のある者
 - ウ 勤務実績を検討し、配置換えを必要とする者

- (7) 市立高等学校については、県教育委員会の「公立高等学校職員人事異動実施細目」に準じ、適正配置に努める。
- (8) 教職員としての適格性に乏しく、勤務実績の上がらない者等勤務に支障のある者については、降任又は退職を積極的に求める。
- (9) 学校組織の一層の充実を図り、円滑な運営に資するため、主幹教諭を配置する。
- (10) 指導が不適切である教員については、「教育公務員特例法第25条の規定に基づく指導が不適切である教諭等の認定の手続き等に関する規則」に定めるところにより、積極的に対応する。

2 広域人事について

- (1) 小・中・特別支援学校における教職員構成の不均衡を是正し、人材の育成を図るため、県内市町村立学校及び県立特別支援学校と、他の人事異動及び新規採用に優先して計画的に人事交流を行う。
- (2) 市立高等学校については、年齢構成上の不均衡及び同一校勤務の長期化等を是正し、教職員構成の適正化を図るため、千葉市立高等学校以外との人事交流を推進する。また、中・高との連携についても配慮する。

3 管理職への登用等について

- (1) 大幅交替期を踏まえ、特に責任感と管理能力、識見、勤務実績等をより一層重視し、全市的な視野に立って適任者の登用に努める。
- (2) 教頭の登用（選考）は、原則として相異なる地域（A・B・C）の学校に勤務した経験を有することを要件とする。
- (3) 原則として、同一校昇任は行わない。
- (4) 多様性の推進の観点から、女性管理職を積極的に登用する。
- (5) 管理職の希望による降任を認める。

4 主幹教諭への登用等について

- (1) 教員としての経験、識見、勤務実績等を踏まえて、全市的視野に立って適任者の登用に努める。
- (2) 主幹教諭の希望による降任を認める。

5 新規採用職員の配置について

- (1) 児童生徒数の変動等を見通しながら、教職員採用の調整を行う。
- (2) 新規採用教職員の配置は、学校間の均衡を考慮して、全市的な視野に立って計画的に行う。

6 再任用教職員について

- (1) 「千葉市職員の再任用に関する条例」の定めるところにより、意欲と能力のある人材を再任用する。
- (2) 配置については、学校及び地域の実情等を踏まえて、計画的に行う。

~~~~~

## 議 案 説 明

令和4年度末及び令和5年度公立学校教職員人事異動方針を定めることについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第4号の規定により議決を求めるものであります。



議案第 4 1 号

千葉市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の一部  
改正について

千葉市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の一部を改  
正する規則を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 1 1 月 1 6 日 提出

千葉市教育委員会教育長 磯 野 和 美

千葉市教育委員会規則第 号

千葉市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の一部  
を改正する規則

千葉市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則（令和 4 年  
千葉市教育委員会規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 章の 2 の次に 1 章を加える改正規定のうち第 3 1 条の 1 7 第 1 号  
中「、その居住する市町村」を「その居住する市町村」に改め、同改正  
規定のうち第 3 1 条の 2 1 第 1 項中「誓約書」の次に「（別記第 6 号の  
3 様式）」を加え、同改正規定の次に次のように加える。

別記第 6 号の 2 様式の次に次の 1 様式を加える。

「第 6 号の 3 様式

誓約書

年 月 日

（あて先）千葉市立真砂中学校長

現 住 所

保護者氏名

次の者の在学中は、学校の規程を守らせるとともに、本人の一身  
上のことに関しては、一切私がお引き受けします。

現 住 所

生徒氏名

年 月 日

附則第 2 項を次のように改める。

(夜間中学への入学の準備行為)

- 2 この規則による改正後の千葉市立小学校及び中学校管理規則第31条の18の規定による夜間中学への入学の志願、第31条の19の規定による教育委員会の照会その他の夜間中学への入学の許可に必要な行為及び第31条の16の規定による夜間中学への入学の許可は、これらの規定の例により、この規則の施行前においても行うことができる。この場合において、当該規定中「校長」とあるのは、「教育長」と読み替えるものとする。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の千葉市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則附則第2項の規定により講じられた夜間中学への入学の許可に必要な行為は、この規則による改正後の千葉市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則附則第2項の規定により講じられた夜間中学への入学の許可に必要な行為とみなす。

~~~~~

議 案 説 明

夜間中学への入学を許可された未成年の生徒の保護者が校長に提出する誓約書の様式を定めるとともに、夜間中学への入学の準備行為に係る行政庁を教育長に変更する等の所要の改正を行うため、規則の一部を改正しようとするものであります。

令和4年11月16日

令和4年千葉市教育委員会会議第11回定例会

[参考資料]

議案第41号関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

新旧対照表（千葉市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の一部改正）

千葉市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則（令和4年千葉市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第31条の17（略）</p> <p>（1）本市に居住している者又は本市外の千葉県内に居住している者であって、<u>その居住する市町村の教育委員会の教育長</u>がその者の夜間中学への入学に係る副申書を提出したもの。</p> <p>（2）（以下略）</p> <p>第31条の18から第31条の20（略） （夜間中学における未成年者の入学手続）</p> <p>第31条の21 夜間中学への入学を許可された未成年の生徒の保護者は、入学日から7日以内に誓約書を校長に提出しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第31条の22及び第31条の23（略）</p> <p>附 則</p> <p>1（略） <u>（準備行為）</u></p> <p>2 この規則による改正後の千葉市立小学校及び中学校管理規則第31条の18の規定による夜間中学への入学の志願、第31条の19の規定による教育委員会の</p>	<p>第31条の17（略）</p> <p>（1）本市に居住している者又は本市外の千葉県内に居住している者であって<u>その居住する市町村の教育委員会の教育長</u>がその者の夜間中学への入学に係る副申書を提出したもの。</p> <p>（2）（以下略）</p> <p>第31条の18から第31条の20（略） （夜間中学における未成年者の入学手続）</p> <p>第31条の21 夜間中学への入学を許可された未成年の生徒の保護者は、入学日から7日以内に誓約書（別記第6号の3様式）を校長に提出しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第31条の22及び第31条の23（略） 第6号の3様式</p> <div data-bbox="815 1358 1370 1703" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第6号の3様式。</p> <p style="text-align: center;">誓約書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（あて先）千葉市立只砂中学校長。</p> <p style="text-align: center;">現住所 保護者氏名</p> <p>次の者の在学中は、学校の規程を守らせるとともに、本人の一生上のことに関しては、一切私がお引き受けします。</p> <p>現住所 生徒氏名 年 月 日</p> </div> <p>附 則</p> <p>1（略） <u>（夜間中学への入学の準備行為）</u></p> <p>2 この規則による改正後の千葉市立小学校及び中学校管理規則第31条の18の規定による夜間中学への入学の志願、第31条の19の規定による教育委員会の</p>

<p><u>照会その他の夜間中学への入学の許可に必要な行為は、これらの規定の例により、この規則の施行前においても行うことができる。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p><u>照会その他の夜間中学への入学の許可に必要な行為及び第31条の16の規定による夜間中学への入学の許可は、これらの規定の例により、この規則の施行前においても行うことができる。この場合において、当該規定中「校長」とあるのは、「教育長」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 (略)</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の千葉市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則附則第2項の規定により講じられた夜間中学への入学の許可に必要な行為は、この規則による改正後の千葉市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則附則第2項の規定により講じられた夜間中学への入学の許可に必要な行為とみなす。

令和4年教育委員会会議第11回定例会出席者(第一・第二会議室)

